

## ■障害福祉サービスの内容

サービスの種類		内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介助、その他必要な身体介護を行います。
		通院介護	通院時の介護を行います。
		家事援助	家事（調理、買い物、洗濯、掃除など）を援助します。
		通院等乗降介助	乗車前や降車後の屋内外の移動や通院先での受診手続きなどの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。	
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し移動の支援をします。	
	行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	
	重度障害者等包括支援	重度の肢体不自由者に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
	短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	
生活介護	施設を利用する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。		
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。		
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	身体障害者が、身体をうまく動かすことができるように訓練します。
		生活訓練	障害者が、地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を行います。
		宿泊型	居宅等の設備を利用して、日常生活能力を向上させる支援等を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に一定期間、生産活動やその他の活動、知識や能力向上のための訓練をします。	
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。	
	就労定着支援	通常の事業所で雇用された障害者の就労を継続できるように、企業等と連携して支援します。	
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。		
自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしを希望する方の生活力を補うために、相談に随時対応し定期訪問を行います。		
障害児通所支援	児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや訓練をします。	
	医療型児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや治療をします。	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、授業終了後や休業日に訓練などを行うデイサービスです。	
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活ができるよう手伝います。	
	居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障害児に対し、居宅で児童発達支援をします。	
地域生活支援事業	日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活を送るうえで必要な用具の購入等を助成します。	
	移動支援	社会通念上、必要不可欠な外出や余暇活動などの外出をするときに、移動の介護をします。	
	地域活動支援センター	障害者の日中活動を支援します（生活上の相談、運動、レクリエーションなど）。	
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、短時間の支援をします。	

▼お問い合わせは、役場保健福祉課福祉係（7-5291）へ。

# 障害福祉サービスのご案内

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方と、難病（国が指定する疫病）の方は、障害福祉サービスを利用することができます。

## ■申請手続き

障害福祉サービスを利用する場合は、役場保健福祉課内「指定特定相談支援事業所」にサービス等利用計画案の作成を依頼してください。サービスの内容によっては、障害支援区分が必要となる場合があります。

なお、障害支援区分は、訪問調査や医師の意見書などをもとにコンピュータによる一次判定、障害支援区分認定審査会による二次判定を経て決定されます。

必要なサービスが決まり次第、申請をしていただきます。役場保健福祉課では、提出されたサービス等利用計画案をもとに、障害の状況や生活環境などを勘案して、サービスの支給量と利用者世帯の課税状況に基づき利用者負担上限月額（非課税世帯は0円）を決定し、それらを記載した受給者証を交付します。

## ■サービスの利用

サービスを利用する事業者を選び、受給者証を提示して利用契約を結びます。事業者から重要事項の説明があるので、説明をよく聞き、納得したうえで、契約を結んでください。

なお、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、サービス利用料の1割を、事業者にお支払いしていただきます。

## ■サービス利用の流れ

### (1) 介護給付、訓練等給付、障害児通所給付

- 1 役場保健福祉課へ相談してください
- 2 必要なサービスを選択し、役場保健福祉課へ申請します
- 3 認定調査員が現在の生活や障害の状況についての調査を行います
- 4 一次判定の結果と医師意見書をもとに、障害保健福祉をよく知る委員により構成される障害支援区分認定審査会で二次判定が行われ、障害支援区分が決まります
- 5 障害支援区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、決定内容が支給決定通知書により通知され、受給者証が交付されます
- 6 希望するサービス提供事業者・施設と契約し、サービスの利用を開始します
- 7 サービスを受けた事業者・施設に利用者負担金を支払います
- 8 利用期間満了後、引き続きサービスを利用する場合は、更新手続きが必要となります。利用期間については、受給者証をご確認ください

### (2) 地域生活支援事業

利用には、役場保健福祉課への申請が必要です。

## ■必要書類

- 1 申請書
  - 2 障害者手帳（手帳を持っていない場合は、医師の診断書などで申請できる場合もあります）
  - 3 印鑑
  - 4 健康保険証（療養介護申請のみ必要）
  - 5 障害年金などの受取額がわかるもの（年金改定通知書、年金が振り込まれている預金通帳など）
- ※転入の場合は、前住所地で発行された市町村民税課税証明書と障害支援区分認定通知書が必要です。